

税についての相談

川崎市では、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、皆様の相談内容に応じ、各種税金に関する相談窓口を設けています。

- ・ 税理士税務相談
- ・ 市税事務所窓口等での市税に関する相談

相談内容については秘密を守り、公表等はいたしませんので、安心してご相談ください。

※新型コロナウイルスの感染状況により、実施内容を変更することがあります。最新の情報は、川崎市ホームページ「税についての相談」にてご案内しています。
(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000055162.html>)

■ 税理士税務相談

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面による相談は休止していましたが、対面相談を再開いたしました。対面相談・電話相談をお選びいただけます。

1. 相談員について

東京税理士会川崎各支部に登録されている税理士が、ご相談を伺います。

2. 相談内容について

各種税金に関する制度・知識や計算方法、申告内容や申告の手続等についてのご相談を伺います。

- ・ 申告書(確定申告書も含まれます。)の作成、審査は行っておりません。
- ・ 相談される方の課税状況についてのお問合せにはお答えできません。
- ・ 法人等による相談の場合はご利用いただけません。

3. 予約方法について(事前予約制)

相談を希望される方は、相談日の2か月前の月の初日からサンキューコールかわさきにて予約を承っておりますので、お問い合わせください。ご予約の際に、ご希望される「相談方法(対面相談または電話相談)」及びご相談される「税目(所得税、相続税、贈与税、市・県民税等)」をお伝えください。

お問い合わせの際は、メモのご用意をお願いします。

また、電話相談を希望される方については、サンキューコールかわさきから、当日おかけいただく番号をご案内します。

なお、予約後に都合が悪くなった場合や、相談する必要がなくなった場合は、必ずキャンセルの電話をサンキューコールかわさきまでお願いします。



4. 相談方法について

書類等はお預かりできません。また、相談時間は25分となります。事前に相談したい内容をまとめておかれると、相談がスムーズに進みます。

(1) 対面相談の場合

待合スペースが限られており、混雑を避けるため、相談開始の5分前を目安にお越しください。

- ・ 手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。
- ・ 相談は最大2名(相談者1名、付添い1名)まででお願いします。
- ・ ご本人または同居のご家族に体調不良の方がいる場合、対面相談をお控えください。
- ・ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、対面相談が中止となる場合があります。

(2) 電話相談の場合

相談日当日、時間になりましたら、予約時にサンキューコールかわさきからお伝えした電話番号にて電話をおかけください。担当区役所の職員が担当の税理士にお取り次ぎします。

- ・通話料金については、相談される方のご負担となりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

5. 相談日時について

市外局番は全て044です。

場所 (各区役所地域振興課 相談情報担当)	相談日 ^{*1}	時間	電話 ^{*3} (地域振興課)
川崎区役所 3階	第2木曜日 3月は第4木曜日 ^{*2}	次の6枠のうち、ご希望の1枠 (先約順) 午後1時00分～午後1時25分 午後1時30分～午後1時55分 午後2時00分～午後2時25分 午後2時30分～午後2時55分 午後3時00分～午後3時25分 午後3時30分～午後3時55分	201-3135
幸区役所 4階	第3木曜日		556-6608
中原区役所 4階	第4木曜日		744-3153
高津区役所 2階	第2木曜日 3月は第4火曜日 ^{*2}		861-3141
宮前区役所 1階	第3木曜日		856-3132
多摩区役所 10階	第4木曜日		935-3143
麻生区役所 3階	第2木曜日 3月は第4水曜日 ^{*2}		965-5119

*1 相談日が祝休日、12月29日～1月3日にあたる場合は行いません。

*2 川崎、高津、麻生区役所につきましては、3月に限り相談日が異なりますのでご注意ください。

*3 この電話番号は、相談の際にかけていただく電話番号とは異なることがあります。

■市税事務所窓口等での市税に関する相談

1. 市税事務所・市税分室窓口での相談

ア 相談員について

市役所の税務職員がご相談を伺います。

イ 相談内容について

市税の申告書の受付や、課税内容の確認を行います。

- 個人市民税・県民税
- 固定資産税
- 都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 法人市民税※
- 市たばこ税※
- 入湯税※
- 事業所税※

※印の税目は、かわさき市税事務所法人課税課のみとなります。

次の税目は税務署へお問い合わせください。(お問合せ先は73ページを参照)

- 所得税(確定申告書の作成を含みます。) ●相続税 ●贈与税 ●法人税
- 消費税 など国の税金

次の税目は県税事務所へお問い合わせください。(お問合せ先は75ページを参照)

- 事業税 ●不動産取得税 ●自動車税 など県の税金

ウ. 相談方法について

予約は不要です。市税事務所・市税分室の窓口へ直接お越しください。

- ・ご相談や申告の内容によっては、本人確認書類や提出書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせいただくと相談がスムーズに進みます。
- ・ご相談に来られる方は、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。

エ. 相談日時・場所について

開庁時間内にご相談を伺います。

市税事務所・市税分室の詳細は、67ページをご参照ください。

2. 各区役所市税証明発行コーナーでの一般的な相談

ア. 相談員について

主に、市税に関する部署に携わった経験のある市職員がご相談を伺います。

イ. 相談内容について

市税の種類や課税の基本的な仕組み、問合せ先の窓口などのご相談を伺います。

- ・申告書(確定申告書も含みます。)の作成、審査は行っておりません。
- ・相談される方の課税状況についてのお問合せにはお答えできません。
- ・法人等による相談の場合はご利用いただけません。

ウ. 相談方法について

直接相談窓口にお越しください。電話による相談は行っておりません。

- ・ご相談に来られる方は、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。

エ. 相談日時・場所について

市外局番は全て044です。

場所 (各区役所証明発行コーナー)	相談日*	時間	電話 (地域振興課)
川崎区役所 3階	毎週 月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～午後4時	201-3135
幸区役所 1階	毎週 月～金曜日		556-6608
中原区役所 3階	毎週 月・水・金曜日		744-3153
高津区役所 1階	毎週 月～金曜日		861-3141
宮前区役所 1階	毎週 月～金曜日		856-3132
多摩区役所 8階	毎週 月～金曜日		935-3143
麻生区役所 3階	毎週 月～金曜日		965-5119

* 相談日が祝休日、12月29日～1月3日にあたる場合は行いません。